

津山圏域資源循環施設組合公告第1号

平成21年11月16日

津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務（以下「業務」という。）の受託業者の募集（公募型プロポーザル）について、次のとおり公告する。

津山圏域資源循環施設組合 管理者 桑山博之

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

津山圏域クリーンセンター整備・運営事業（以下「事業」という。）に係る契約支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙、「津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から特定事業の契約締結（平成23年3月25日（予定））まで

(4) 委託金額

最高限度額 39,900千円（消費税込）とする。

2. 応募形態

応募の申し込みをする者（以下「応募者」という。）は単独であること。

なお、応募者の責任において、外部に協力会社等（再委託又は技術協力）を置くことができるものとする。

また、外部協力を依頼する場合は、外部協力を証明する書面を提出すること。

3. 応募資格

応募の申込をする場合は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 応募者は、PFI事業（廃棄物処理施設）アドバイザー業務（DBOを含む）の元請として受託した国内実績（平成16年4月1日以降に実施方針を公表したもののうち、実施方針の策定から特定事業の契約締結

まで一貫して受託して、完了したものに限る。)を有すること。

- (2) 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町のいずれかの指名業者であるか、応募申込までに指名願いに準ずる書類(指名申請書もしくは同等のもの)を事務局へ提出することのできる者。

4. 審査方法

- (1) 「総合評価方式」を採用する。提案の内容と見積金額について、本業務の別紙「審査基準」に従い、各項目を得点による評価を行い、最も総得点数が高かった者を最優秀者とする。
- (2) 点数は、別紙「審査基準」項目6 応募者の評価得点による。
- (3) 審査は、津山圏域クリーンセンター整備・運営事業総合評価審査委員会において、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (4) 審査結果等についての不服及び異議申立は認めない。
- (5) プロポーザルに参加した応募者に対し、採否の旨を書面により通知する。

5. 応募受付

- (1) 提出期限 応募申込書、提案書は平成21年12月9日(水)17時必着。(いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。)
- (2) 提出方法 事務局まで郵送(郵便書留に限る)にて提出すること。
- (3) 申込辞退 応募申込書の提出後に応募を辞退する場合は、速やかにヒアリング実施日5日前までに文書(任意様式)にて通知すること。辞退した場合でも、応募者が不利益な取り扱いを受けることはない。
- (4) 資格審査 応募受付後、応募資格の審査を行い、審査結果はヒアリングの通知と合わせて通知する。

6. 質問受付・回答

この公告の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式8)を提出すること。

- (1) 受付期限 平成21年11月20日(金)17時まで。
- (2) 提出方法 事務局まで電子メール(下記アドレス)にて提出すること。
E-mail sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp
- (3) 質問内容 提案書の作成又は提出ルールに関するものに限定することとし、質問等の中で選定審査の誘導、又は他者への中傷、プラ

イバシー問題等に関わる内容と判断した場合は、回答出来ない。

なお、受付期限経過後の質問書の提出は受け付けない。

- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、平成21年11月26日(木)までに津山圏域資源循環施設組合(以下「本組合」という。)ホームページに掲載する。なお、電話等による問い合わせには応じられない。

7. 提案書に対するヒアリングの開催

- (1) 日 時 平成21年12月19日(土)(予定)
- (2) 場所・時間 別途通知する。(新大阪予定)
- (3) 持ち時間 各社原則60分程度
(提案書説明40分、質疑応答20分) 質疑なしの場合もある。
(準備・撤収は、審査前後の休憩時間に行うこと。)
- (4) 出席者 総括責任者・技術担当者を含む4名以内とする。
- (5) 留意事項 ヒアリングの留意事項については別途通知する。

8. 応募申込書及び提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 本組合ホームページの応募資料の「様式1~7」を利用して作成すること。

様式に従った記載がされていれば可であり、必ずしも、ダウンロードした様式をそのまま使う必要はない。

提案書サイズは、原則A4版縦使い横書きとし、一連の頁番号を付して編集する。

文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

記載事項が様式内に収まらず複数枚にわたる場合は、必要最小限の継紙により作成する。

文章を補完するための写真、イラスト等の使用及びカラーによる印刷は任意とする。

[様式1]を除く各様式の末尾には会社名を付すこと。

[様式2]~[様式6]は、ステープラーで2ヶ所止めにして提出する。

提出方法は正本1部、副本14部及び電子データ(CD-R)とする。

- (2) 提案を求める事項の各様式について

簡潔明瞭に作成すること。また、記載欄が不足する場合は、必要に応じて、複写等により記載様式を追加するなどして対処する。(共通)た

だし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないこと。

申込会社、協力会社について記入する。(様式1)

- ・外部協力を証明する書面を添付すること。

業務遂行の遂行組織について記入する。(様式2)

受注実績について記入する。

また、契約書の写しを添付する。(様式3)

業務実施体制について記入する。また、スタッフの資格、業務の実績を併せて記入し、資格証の写しを添付する。(様式4)

- ・平成12年4月1日以降に契約したもの、現在作業中のものについては完了した業務までの内容を記載する。

参考見積内訳書を記入する。(様式5)

業務の実施方針について記入する。(様式6)

- ・この公告に示した目的を速やかに遂行するために、アドバイザーとしての具体的な実施方針を記載する。

特定テーマ(業務内容に関する専門的見解)への対応

- ・事業スキーム(事業範囲、事業方法、運営期間)について(様式7-1)

DBO方式を採用した事例について、現状、及び生じている問題点とその解決策

他都市の実施事例とその問題点及び解決策

DBO方式を採用しなかった事例について、その理由と採用方法の評価

事業期間について、20年を想定しているが、この適正性を評価する手法についての見解

事業者選定について、事業者提出資料の妥当性を評価するための必要な手法についての見解

- ・VFMの算出について(様式7-2)

公設公営、もしくは公設民営(単年度契約)に比べ、DBO方式では、建設費、運営管理費(用役費、維持管理費、人件費)の費用が何故削減できるかについての見解

算出方法についての見解

- ・リスク分析について(様式7-3)

リスク分担の境界の論理とその問題点及び解決策提案

リスク分担について、分担細項目と、各細項目の適正な分担割合についての見解

- ・事業検証システムについて（様式 7 - 4 ）
 施設稼働後の事業検証を有効に機能させるための必須事項に関する提案
 事業検証システムに対する具体的経験事例
- ・セメント原料化について（様式 7 - 5 ）
 セメント原料化に伴って生じる問題点とその解決策提案
 セメント原料化について具体的な課題と提案
 法的要件で必要な事項は何か。
 長期契約で生じる問題点とその解決策
 ルートが閉ざされた場合の対処法
- ・過去の成果報告書と、本組合の計画と比べた場合の改善点についての見解（様式 7 - 6 ）
- ・本事業を実施するにあたり環境負荷（特に CO₂）を低減するための課題とその対処法（様式 7 - 7 ）
 温室効果ガスの削減対策、削減量の算定方法および課題について
 セメント原料化することによる環境負荷に関する留意点、CO₂削減効果の考え方
- ・ごみ質・ごみ量について（様式 7 - 8 ）
 予測値と乖離した場合の対処法の現状とその問題点及び解決策提案
 ごみ質・ごみ量に関する施設稼働後の著しい論争を避けるために、事業者決定段階で実施しておくべき調査内容
- ・事業者との契約上の疑義が生じ易い問題点とそれに対する解決策提案（様式 7 - 9 ）

9．無効となる提案

次のいずれかに該当する場合は無効となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 1つの協力業者が複数の参加者に協力した場合
- (8) その他、この公告の記載事項に違反した場合

10. その他

- (1) 本プロポーザルのヒアリング、結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、本組合情報公開条例等の法令に基づき、公開される場合がある。
- (3) 提案書の作成および提出に要する費用は、それぞれの提案者の負担となる。
- (4) 提案書類の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、特定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- (5) 提案書は返却しない。
- (6) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書に記載された総括責任者および各担当責任者については変更を認めない。ただし、変更の理由および変更予定者について、本組合がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (7) 本業務の受託者または受託者と資本・人事面等において関連を持つと認められる者（受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の100分の50を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員（取締役以上）を兼ねている企業等）は、本事業に係る事業者選定に参加する応募企業のアドバイザーとなることはできず、また本事業に係る事業者選定に参加する応募企業並びに協力会社となることはできない。
- (8) DBO (Design Build Operate)方式とは、公共が交付金や公債等により施設建設の資金を低金利で調達し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。PFI (Private Finance Initiative)方式とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- (9) VFM (Value For Money)とは、支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方。

11. 事務局（応募申込書等の提出先）

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300

津山市久米支所 3階

津山圏域資源循環施設組合 施設課

担当 河島・安道

TEL : (0868)32-2059 FAX : (0868)32-7019

E-mail : sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp